

# ヘルスケア分野における PFS/SIB事業組成パック ご紹介

「大腸がん検診受診勧奨」「高齢者の社会活動参加」

に取組む自治体職員の皆様、民間事業者の皆様へ  
お困り事はありませんか？

お困りごとをチェック！

＜自治体職員様向け＞

- ☐ 住民への働きかけに行き詰まっている
- ☐ 成果が出ない、成果が出ているのか疑問がある
- ☐ 財源を有効に活用したい（成果が出ないものに払いたくない）
- ☐ PFS/SIB事業を導入したいが、その方法がわからない
- ☐ PFS/SIB事業を導入したいが、案件形成支援の予算がない

＜民間事業者様向け＞

- ☐ 価格競争に陥っており、疲弊している
- ☐ 自治体の営業に苦戦している
- ☐ 高い成果を達成できる自信がある
- ☐ 自治体にPFS/SIBを提案したいが、案件形成方法がわからず、提案できないでいる

1つでもチェックがつく方へ

「ヘルスケア分野におけるPFS/SIB事業組成パック」

でお困りごとが解決できる可能性があります！

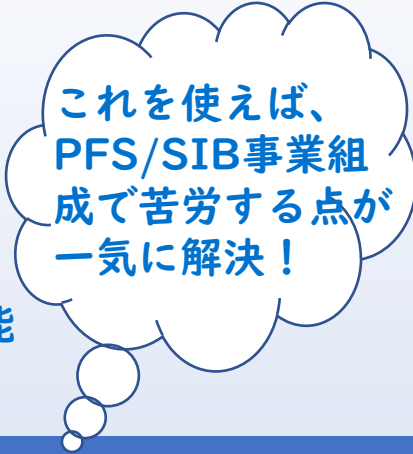
裏面もご覧ください！

※「ヘルスケア分野におけるPFS/SIB事業組成パック」本体や、  
PFS/SIBの概要は、『経産省 PFS』で検索

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/seikarenndougataminnkannitakukeyakuhoushiki.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/seikarenndougataminnkannitakukeyakuhoushiki.html)

PFS/SIB事業組成パックは、

「大腸がん検診受診勧奨」「高齢者の社会活動参加」をテーマにしたPFS/SIB事業を、自治体職員が独力で事業組成するためのツールです。民間事業者様が営業ツールとして活用することも可能です。



Point1 成果指標をご提案！

学術的根拠に基づき、成果指標候補、ロジックモデル案をご用意。自治体ごとのお考えに応じて選択、カスタマイズするだけで成果指標が設定できます。



イメージ：ロジックモデル案・成果指標候補

Point2 数値を入力するだけで事業効果を算出！

成果指標を1単位改善したら、いくらの事業効果があるのか計算できるキットをご用意。数値を入力するだけで自動的に事業効果を算定できます。

大腸がん検診受診勧奨事業 事業効果の算出

1. 基本情報管理に、各ステップの標準値を設定する

| 項目     | 標準値    | 実績値 |
|--------|--------|-----|
| 検診対象者数 | 10,000 |     |
| 検診受診者数 | 6,000  |     |
| 検診検出率  | 400    |     |
| 検診検出率  | 280    |     |

| 項目     | ①大腸がん検診受診率 | ②検診検出率 | ③検診検出率 | ④大腸がん検診率 | ⑤大腸がん検診率(早期) |
|--------|------------|--------|--------|----------|--------------|
| 目標値    | -          | 5.66%  | -      | 4.01%    | 80%          |
| 自治体の実績 | 60%        |        | 70%    |          |              |

1. 単位当たりでの事業効果A (大腸がん検診受診率1名あたり)

| 項目         | 検診検出率1名あたり、大腸がん検診検出率による医療費適正化効果(円) | 検診検出率1名あたり、大腸がん検診検出率による医療費適正化効果(円) |
|------------|------------------------------------|------------------------------------|
| ①大腸がん検診受診率 | 6,150,000                          | 0.11%                              |
| ②検診検出率     |                                    | 8,086                              |

1. 単位当たりでの事業効果B (検診検出率1名あたり)

| 項目         | 検診検出率1名あたり、大腸がん検診検出率による医療費適正化効果(円) | 検診検出率1名あたり、大腸がん検診検出率による医療費適正化効果(円) |
|------------|------------------------------------|------------------------------------|
| ①大腸がん検診受診率 | 6,150,000                          | 3.20%                              |
| ②検診検出率     |                                    | 197,117                            |

※自治体独自に数値を入力する箇所

イメージ：事業効果額試算エクセル

Point3 事業発注・契約に必要な書類のひな型をご用意！

発注時に必要となる「成果水準書」のひな形をご用意。自治体の既存の契約書・約款フォーマットの変更点も整理。事業発注のための書類が負担なく作成できます。

**契約書**

- 委託業務の名称
- 委託業務の場所
- 履行期限
- 委託料 (成果運動分)
- ：
- 発注者、受注者の住所・氏名

**約款**

- 総則
- 業務予定表
- 権利義務の譲渡等の禁止
- 再委託等の禁止
- ：

**約款の記載項目一覧 (例)**

| 大項目         | #  | 中項目      |
|-------------|----|----------|
| 基本的事項       | 1  | 総則       |
|             | 2  | 秘密の保持    |
|             | 3  | 権利義務の譲渡等 |
|             | 4  | 受注者の責任解除 |
|             | 5  | 委託料の支払期限 |
|             | 6  | 一任委任等の禁止 |
|             | 7  | 個人情報の保護  |
|             | 8  | 契約保証金    |
|             | 9  | 損害賠償     |
|             | 10 | 業務工程表の提出 |
| 業務に付随する事項   | 11 | 業務内容の変更  |
|             | 12 | 業務の中止    |
|             | 13 | 業務の終了    |
|             | 14 | 契約代金の支払い |
|             | 15 | 業務の継続    |
|             | 16 | 業務の終了    |
|             | 17 | 業務の終了    |
|             | 18 | 業務の終了    |
|             | 19 | 業務の終了    |
|             | 20 | 業務の終了    |
| 業務・関係に関する事項 | 21 | 業務の終了    |
|             | 22 | 業務の終了    |
|             | 23 | 業務の終了    |
|             | 24 | 業務の終了    |
|             | 25 | 業務の終了    |
|             | 26 | 業務の終了    |
|             | 27 | 業務の終了    |
|             | 28 | 業務の終了    |
|             | 29 | 業務の終了    |
|             | 30 | 業務の終了    |

**記載時のサンプル①**

第●条 発注者は、受注者がこの契約の履行を完了するまでは成果水準等を要する必要がある。

2. 前項の場合において、業務委託料、履行期間、成果水準、成果指標の上記値その他の契約に定める条件を変更する必要がある場合は、発注者と受注者が協議の上、定める。

**記載時のサンプル②**

第●条 発注者は、前項の規定による適法な請求を受けた時は、その日から起算して30日以内に委託料を支払う必要がある。

3. 成果指標等の変更が生じ、それと関連して成果運動分支払いを変更する場合は、発注者と受注者が協議して定める。

4. 成果運動分支払いに関する請求について、業務の途中で業務の履行が中止、不問となつた場合において、権利の利用可能かつ確率的なデータに基づいて、それ以前の事業の成果を評価し、成果運動分支払い額を決定し、支払いを行う。

5. 年度ごとの委託料上限 (成果運動分・固定分含む) は定められており、年度を超えて成果が認められた場合でも当該年度の委託料上限を超えて成果運動分を支払うことは不可能とする。

6. 事業開始後、早期に成果が達成された場合においても事業の成果評価と成果運動分支払いは所定の時期に実施される。

イメージ：契約書・約款構成案

より詳しい話が聞きたい方は、以下の問い合わせ先までお気軽にご連絡ください【問い合わせ先】

株式会社日本総合研究所 PFS/SIB担当 (黒澤、中山)  
メールアドレス:200010-PFSseminar@ml.jri.co.jp

※株式会社日本総合研究所は、経済産業省「令和5年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業 (需給環境整備等事業)」の受託事業者であり、個別相談は本事業の一環として実施しています。